

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や休暇を取得しやすい環境整備、BCP（事業継続計画）やSDGs（持続可能な開発目標）策定、サイバーリスク対策、健康経営の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 事業者、保険会社、商工会議所、行政などとの連携（オープンイノベーション）により、サービスの改善・向上、顧客の経営リスクをカバーする新商品開発に取り組めます。
- サプライチェーン全体のクラウド型IT実装（ワンストップ・ワンズオンリーのDB構築、データの相互利用、ペーパーレス化等）に努め、業務効率化・生産性向上を図ります。
- 社業を通じて様々なステークホルダーと連携し、中小企業等の活力強化と地域活性化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払い条件

代金は、現金で支払います。また、支払いサイトは、取引先の希望に応じるよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他の活動

- パートナーシップ構築宣言を遵守するため、取締役の増員など経営執行体制を強化し、ガバナンスを徹底します。
- 健康経営優良法人の認定（日本健康会議）を取得し、社員の健康増進・福祉向上に取り組めます。
- 医療・科学技術振興に関する研究開発、青少年の健全育成などの取り組みに対する寄付行為を通じ、わが国経済社会の発展に貢献します。

2021年10月8日

有限会社石垣サービス

代表取締役社長 朽原 克彦